

船舶事故調査報告書

令和7年11月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和6年12月30日 10時30分頃
発生場所	香川県小豆島町大角鼻南南東方沖 大角鼻灯台から真方位 $159^{\circ} 350\text{m}$ 付近 (概位 北緯 $34^{\circ} 25.8'$ 東経 $134^{\circ} 20.3'$)
事故の概要	プレジャーボート真隆丸は、漂泊中、また、漁船第9栄光丸は、西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和7年1月16日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A プレジャーボート 真隆丸、5トン未満（長さ約 6.32m） 271-30595 岡山、個人所有</p> <p>B 漁船 第9栄光丸、0.6トン KA3-30433（漁船登録番号）個人所有 第252-13170号（船舶検査済票の番号）</p>
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、二級小型・特殊・特定</p> <p>B 船長B、二級小型・特殊・特定</p>
負傷者	<p>A 軽傷 1人（同乗者）</p> <p>B なし</p>
損傷	<p>A 左舷船首部ハンドレールに折損及び曲損、左舷船首部舷縁に擦過傷</p> <p>B 右舷船首部舷縁及び船首部防舷材に破損</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1~2、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.2~0.3m、潮汐 上げ潮の末期、潮流 東流約0.2~2ノット (kn)</p>
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人（以下「同乗者A」という。）を乗せ、釣りの目的で、06時40分頃、岡山県岡山市の定係地を出航した。</p> <p>A船は、大角鼻南南東方沖の釣り場に到着した後、船首を南西方に向けて船外機をアイドリング運転とした状態で漂泊した。</p> <p>船長A及び同乗者Aは、右舷船尾部及び左舷船尾部にそれぞれ立ち、釣り竿を舷外に出して固定し、竿先や左舷船首方で漂泊していた1隻の遊漁船（以下「本件遊漁船」という。）などを見ながら釣りをしていた。</p> <p>船長Aは、ふと左舷船尾方を見ると約20m先にA船に向かって接近するB船を認め、衝突の危険を感じてB船に向かって大声を出す等したが、A船の左舷船首部とB船の船首部とが衝突した。（図1参考）</p>



図1 事故発生場所概略図

衝突の衝撃で同乗者Aの左膝下が竿置きのパイプに当たった。

船長Aが船長Bと共に損傷状況等を確認した後、A船は自力で航行して小豆島町坂手港に寄港した後、定係地に帰港した。

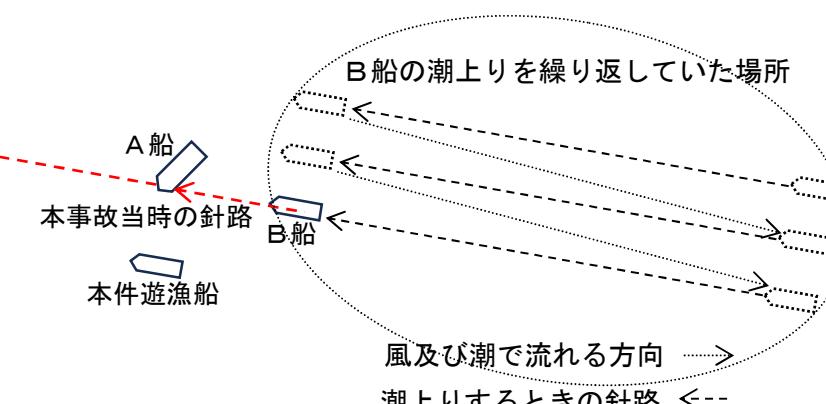
同乗者Aは、後日、岡山県玉野市の医療機関で診察を受け、全治約2週間の左脛骨近位部亀裂骨折と診断された。

B船は、船長Bが1人で乗り組み、一本釣り漁の目的で、小豆島町田浦漁港を出航し、大角鼻南東方沖の漁場に到着した後、3時間30分ほど、船首を西方に向けて、西方への潮上りと漂泊を繰り返して、漁を行っていた。

船長Bは、左舷船首方に本件遊漁船が漂泊しながら遊漁していたのを認識していたが、船首方のA船には気付いていなかった。

船長Bは、本件遊漁船の位置がB船から見て左舷船首方約30°30m付近まで潮上りして、魚群探知機で魚影を確認していたが、すぐに魚影が映らなくなったので、更に西方約100mの地点まで移動することとした。

船長Bは、前路を確認することなく、左舷船首方の本件遊漁船を見ながら、約8knの対地速力で西進していたところ、至近でA船を認め

	<p>たものどうすることもできず、B船とA船とが衝突した。(図2参照)</p>  <p>図2 B船の潮上り及び各船状況</p> <p>船長Bは、B船を直ちに停船させ、A船に近づいて船長A及び同乗者Aの負傷の有無、A船の損傷状況等を確認し、118番通報した。 船長Bは、坂手港に寄港した後、田浦漁港に帰港した。 B船の船首方に死角はなかった。</p>
分析	<p>A船は、船首を南西方に向けて漂泊中、船長Aが、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、左舷船首方の本件遊漁船を見ていたことから、左舷船尾方から接近するB船に気付くのが遅れたものと考えられる。</p> <p>B船は、西進中、船長Bが、前路の見張りを適切に行っていなかったことから、前路のA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、左舷船首方の本件遊漁船を見ていたことから、前路の見張りを適切に行っていなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が船首を南西方に向けて漂泊中、B船が西進中、船長Aが、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、接近するB船に気付くのが遅れ、また、船長Bが、前路の見張りを適切に行っていなかったため、前路のA船に気付くのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型船舶の船長は、特定の他船に注意を向けることなく、常時周囲の見張りを適切に行うこと。